

派遣契約の際の提出書類

秘密の保持に係る誓約書

様式①

業務従事者届（従事者が自社の社員であることを証する書類）様式②

情報の保護に関する誓約書（業務従事者提出書類）

様式③

セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書

様式④

個別の労働者派遣契約の内容通知書

秘密の保持に係る誓約書

令和 7 年 月 日

堺市長様

所在地

名称

代表者

印

当社は、令和 年 月 日付締結の参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（東区・北区・美原区）派遣契約書（以下「契約書」という。）に基づく業務の履行にあたり、以下の事項を誓約いたします。

記

1 秘密の保持

この契約上知り得た事項については、将来においても他に漏洩いたしません。

また、この契約に関し貴市から提供された業務で取り扱う記録（以下「データ等」という。）の秘密の保持及び保護保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理いたします。

2 データ等の複写及び複製の禁止

この契約に基づく業務の範囲外でのデータ等の複写及び複製はいたしません。

3 データ等の契約目的外の使用及び第三者への提供の禁止

データ等については、貴市が指示する業務以外に使用または利用しないとともに、第三者（あらかじめ貴市の承諾を得たものを除く。）に提供いたしません。

4 事故発生時における報告義務

この契約に基づく業務に事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、直ちに報告いたします。

5 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償義務

契約書に定めるもののほか、前各号に違反した場合、契約を解除され、その事実及び経過について公表されても一切異議申立てを行いません。また、前各号に違反した場合に生じた損害又は第三者に及ぼした損害を負担いたします。

業務従事者届

令和 7 年 月 日

堺市長様

所在地

名 称

代表者

当社が貴市と令和 年 月 日付で締結した、参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（東区・北区・美原区）に従事する当社の社員について、下記のとおり届出いたします。

記

[illegible]

情報の保護に関する誓約書

令和 7 年 月 日

堺市長様

派遣元会社名

氏名（自署）

私は、貴市における派遣業務（参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（東区・北区・美原区））を遂行するにあたり、貴市が保有する情報の保護に関して、次の事項を堅く守ることをここに誓約します。

（法令等の遵守）

1. 私は、個人情報保護に関する法律、堺市個人情報保護条例(令和14年条例第38号。以下「条例」という。)及び貴市セキュリティポリシー等を遵守するとともに、貴市の行う個人情報保護に関する研修を受け、下記事項のほか、貴市及び作業責任者の定める内容や指示（以下「指示等」という。）に従い、これらに違反する行為はいたしません。

（情報の保持）

2. 私は、参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（東区・北区・美原区）の従事期間中は勿論のこと、従事期間の満了後または派遣元会社を退職した後においても、業務の従事に関して知り得た情報を漏らしません。

（ID等の適正管理）

3. 私は、業務に必要なユーザIDおよびパスワード等を、私の責任において厳重に管理し、他人に対してこれらを譲渡・貸与その他の方法の如何に拘わらず知られることのないようにするとともに、ユーザIDおよびパスワード等を不正に入手し、又は利用いたしません。なお、指定の名札等についても同様に厳重管理し、万一紛失した場合は速やかに貴市及び作業責任者に報告するなど適切に対処いたします。

（目的外利用の禁止）

4. 私は、貴市が取り扱う情報（以下「貴市情報」という。）について、貴市が定める利用目的又は利用方法の範囲内でのみ利用し、その範囲外の利用及び業務の範囲を超えた複写又は複製は一切いたしません。

（保管及び返却）

5. 私は、記録された媒体の如何に拘わらず、貴市情報を外部に持ち出すことなく、貴市が定める内容に従って厳格に保管し、業務終了後はその一切を返却します。

（個人情報に係る禁止行為）

6. 私は、参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（東区・北区・美原区）における個人情報について、不正なアクセスや紛失、破壊、改ざん、漏洩等はいたしません。また、正当な理由なく他に知らせ、不当な目的に使用しません。

（個人情報に係る報告）

7. 私は、上記に掲げる禁止行為やそれに類するその他の危険な兆候を発見したとき、若しくは指示等と現場業務との間の矛盾、不具合等が発見したときは、貴市職員に直ちに報告します。

（罰則の了知）

8. 私は、参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（東区・北区・美原区）に関して知り得た個人情報について、従事期間中のみでなく、従事期間の満了後または派遣元会社を退職した後においても、条例第56条及び第57条に規定する違反行為を行ったときは、懲役又は罰金（以下「罰則」という。）に処されること及び条例第60条に基づき堺市の区域外においても同様に罰則が適用されることを十分理解し、承諾したうえで業務に従事します。

セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書

【社員教育の実績書及び計画書とは・・・】

- 当該書類の様式は任意
- 業務に従事するしないに拘わらず、自社の社員に対するセキュリティ等に関する教育や個人情報保護の意識徹底をどのように実施しているかを示すものであること。
- 当該資料として想定するもの
 - △ 個人情報保護遵守規程（社内規）の写し（概要をまとめたものでも可）
 - △ 教育（研修）実施規程（社内規）の写し（概要をまとめたものでも可）
 - △ 教育（研修）実施報告（計画）書（契約の業務の従事にあたり、これまで従事者におこなった教育（研修）事項を時系列にまとめた一覧表）
 - △ 上記のほか、適正かつ安全に業務を履行するために必要な社員に対する基本的な教育方針を示す資料又は書類